

消防防災航空センター等清掃作業仕様書

1 作業の種類及び方法

(1) 通常清掃（週2回実施する清掃、作業）

ア 床掃き掃除

掃き掃除は、電気クリーナー、ほうきを使用する。

備品類で容易に移動できるものは、移動して行う。

イ モップ拭き

ウ 窓台、窓枠、カウンター、書類棚、側壁扉のちり払い及びぞうきんがけ

エ 湯沸かし、流し、便器、洗面所、便所側壁、浴室、シャワー室洗い、汚物の処理

(ア) 湯沸かし台、流し、浴室、シャワー室は、実情に応じて、水洗い又はぞうきん拭きをする。(シャワー室は必ず実施するとともに実情に応じて洗剤で汚れを落とす)

(イ) 便所、洗面所は、入念に水洗いの上、布ふきをする。

(ウ) 便所の汚物入れは、汚物を所定の場所に捨て、容器の内外を水洗いする。

(エ) 浴室は週1回洗い流す。

(2) 定期（月1回）清掃（月1回実施する清掃、作業）

ア ワックス塗

(ア) タイル、塩ビシート等は次の手順によりワックス手入れを行う。

①掃き掃除 ②モップ拭き ③ワックス塗布

(イ) 床の状況を見て、床に汚れが付着しているときは、洗剤でよごれを落としてからワックス手入れを行う。

(ウ) ワックスは、所定の使用方法に基づき、適量塗布する。

イ 床石けん洗い、床汚れ落とし

ウ 照明器具、天井、ブラインドのちり払い

照明器具、天井、壁、窓、ブラインド等日常手の届かない箇所は、脚立等を使用し、電気クリーナー等でちりを取り除く。

エ 金物、金属磨き

ドアの取っ手、引き手、ちょうつがい等の金具は、材質に適合する材料で汚れを落とし、磨く。

オ 室内の窓ガラス、引き違い内側窓拭き

(ア) 外回りサッシは、内側から電気クリーナーで塵埃を取り除く。

(イ) 窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れをとり、乾布でつや出しをする。

(ウ) ひさしの上は、掃き掃除をする。

カ 外部窓ガラス、両面拭き

(3) 定期（半年1回）清掃（半年に1回実施する清掃、作業）

ア カーペットクリーニング

カーペット専用の洗剤でクリーニングする。

バキュームで汚水を回収する。

(4) 定期（年1回）清掃（年に1回実施する清掃、作業）

ア 照明器具清掃

洗剤で汚れを落とし、乾布で拭く。取外しの可能なものは取外して行う。

(5) その他の作業（適期に行う清掃、作業）

ア 構内等（掃除、散水、側溝清掃）

状況を見て、構内通路、駐車場、格納庫、車庫のゴミを取り除く。

また、適宜除草を行う。

イ 備付けの消耗品の補充

トイレットペーパーは適宜状況を見て、補給する。

2 作業の内容

作業の具体的な基準は、別添の消防防災航空センター等清掃作業基準表のとおりとする。

3 完了報告、検査

(1) 乙は、各月の作業が完了したときは、完了報告書を提出するものとする。

(2) 甲は、乙の提出する完了報告書に基づき検査を行うものとする。

4 使用材料

作業に使用する材料（トイレットペーパー等の備付け消耗品を含む。）は、すべて品質の良好なものとし、あらかじめ別紙様式により甲の使用承認を受けなければならない。

5 作業時の留意事項

(1) 甲の執務に支障を与えないこと。

(2) 塵埃を飛散させないこと。

(3) 火気には特に留意し、引火性の材料はなるべく使用しないこと。

(4) ゴミ収集場所の整理整頓、衛生に心がけること。

(5) 建物、工作物、器具、備品等を破損しないようにすること。

破損した場合は、直ちに甲に報告し、その指示を受けること。

(6) 建物、工作物、器具、備品等の破損箇所を発見したときは、直ちに甲に報告すること。

6 作業の内容の変更

この仕様書及び基準表は、作業の大要を示すものであり、現場の状況に応じて、建物の管理又は美観保持上必要と認められる軽微な作業は、委託金額の範囲内で実施する。

別 紙

使 用 材 料 承 認 願

鳥 取 県 知 事 様

消防防災航空センター等清掃作業仕様書第4項の規定により、次の材料を使用したいので、承認してください。

平成 年 月 日

受託者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

項 目	用 途	品 名	備 考
ワ ッ ク ス			
洗 剤			
トイレットペーパー			
金属等の研磨剤			